

フランス革命と家族

——「婚外子」についての議論をめぐって——

天 野 知恵子

はじめに

2013年5月、フランスでは「みんなのための結婚」の名の下に、同性同士の結婚を認める法律が可決された。それまでは同性カップルにとって、自らの関係が公的に承認されるにはパックスを締結するしかなかったが、結婚が認められたことで異性婚と同等の権利を獲得することになった。また養子縁組によって同性カップルが子をもつこともできるようになり、今日では、同性カップルが生殖医療を利用して子どもを得る可能性も模索されている。だが他方で、こうした動きに対する激しい反対も生じており、そこではたとえば、子どもには父と母の双方をもつ権利があるといった主張が声高に叫ばれている。そうした中、今日のフランスにおいては、家族とは何か、親とは何かという問題があらためて提起されている¹⁾。

本稿は、そのような状況もふまえながら、近代的な民事婚をはじめて確立したフランス革命期に焦点をあて、結婚や親子の関係がその時どのような認識され、議論され、定義されたのかを問い直してみようという試みである。

フランス革命期の家族について、よく知られている事実を手短に語ると次のように言うことができよう。すなわち革命期には、結婚を民事契約とし、離婚を承認し、親権における父母同権や相続における兄弟姉妹の平等を掲げるなど、急進的な改革が一時期は打ち出された。だが結局は、そうした改革はみな否定され、保守的なナポレオン民法典が成立した、と。この流れ自体は否定すべくもない。とはいえ今日の状況を念頭におきながら家族をめぐる革命期の議論を詳細に見ていくと、興味深い側面が明らかになる。革命期には多彩な主張が展開され、さまざまな可能性が模索されたのである。

本稿でキーワードとするのは「婚外子」である²⁾。正規の婚姻の枠外に

生まれた子どもたちをどう位置づけるのかという問題は、カップルや親子のあり方を根底から問い直した。本稿ではフランス革命期の家族史研究における近年の成果もふまえつつ、革命期に構想された家族のかたちについて考察していきたい。

以下ではまず、ロベスピエールが革命の指導者となる以前、故郷の町で弁護士をしていた1786年に婚外子に関して行った提言を紹介する。ここでは婚外子が遺棄される当時の社会状況にふれつつ、改革の具体的な処方策が示されていた。この提言からは、多数の捨て子という現実を前にして、あるべき社会のあり方を彼がどのように考えていたのかをうかがうことができる。

続いて、1793年の夏から秋にかけて、婚外子をめぐり行われた国民公会における議論を見ていく。この時革命家たちは新しい家族のあり方をあれこれ検討していた。そこでは婚外子も排除されることはなかった。

議論はやがて婚外子の権利に関する共和暦2年ブリュメール12日の法に集約されていくが、この法は布告されるや喝采をもって迎えられた一方で、当惑や混乱も引き起こした。そしてその中で、カップルとはいかに定義され、何をもって父親というのかという問題が浮上し、議論されることになった。本稿では具体例をいくつか取り上げながら、革命期の家族論について考えていく。

そして最後に、革命前のロベスピエールが行ったもうひとつの演説を簡単に紹介しながら、フランス革命の家族史・ジェンダー史研究の今後を展望してみたい。

1. 婚外子についてのロベスピエールの提言（1786年4月）

革命前夜、故郷アラスで法律家として活躍しながらその地の知識人たちと親交を深めていたロベスピエールは、1783年にアラスのアカデミーに迎え入れられ、1786年2月には会長に選出された。彼は同年4月27日に会長就任演説を行ったが、その際のテーマが「婚外子の権利と状態を規定している法体系についての考察」であった³⁾。

以下で彼の演説を紹介する前に、アンシャン・レژیームにおける婚外子の位置について概観しておこう。『百科全書』によれば、婚外子は「家族をもたず親のない」子であった。悪しき生まれとされて聖職や公職に就く

ことはできなかった⁴⁾。

アンリ2世下の1556年に妊娠届出制度が定められて以来、身ごもった未婚女性や寡婦はパートナーの名を明かすよう促され、その男性には養育費が求められた。だが、それで親子の関係が認められたわけではなく、婚外子は父の名前も財産も継承することはできなかった。それどころか、母親の財産の相続さえ困難であった。1780年以降に改善がはかられたが、キリスト教会が婚姻外の性関係を禁じる中、婚外子の出生は恥とされ、妊娠した独身女性の多くが困窮に陥った。

当時のフランスでは、婚外子が捨て子にされ、そのほとんどが死亡してしまう現実が看過できない大きな社会問題になっていた⁵⁾。そしてロベスピエールはといえば、法曹界に身を置く中で社会のあるべき姿について模索を重ねていた。彼はこの演説において、古代ローマやフランス王国の歴史、また啓蒙思想家やネッケル等当時の著作にもふれながら、問題への解決策を示すために1時間45分にも及ぶ熱弁をふるった⁶⁾。

演説では最初に目的が端的に語られる。「人類の相当部分を守り幸せにする」と同時に、「公的な不幸の源泉を枯らすアイデアと方法とを政府に提示する」というのである⁷⁾。婚外子について彼は言う。「彼らは国家の保護を得るのにどんな資格を欠いているというのか。彼らは無垢であり、不幸である。彼らは人間で、市民である。」⁸⁾これがロベスピエールの基本的なスタンスである。

婚外子が捨て子にされる原因として彼がまず指摘するのは、民衆の貧困と恥の観念である。貧困の解消は急務であるが、貧富の問題に関わり婚外子が増加する理由として彼が重視するのは、独身の召使いが数多くいる点である。奉公人に独身を強いることはやめるべきだと彼は主張する。

「結婚は徳の豊かな源泉である。父になることで男性は普通より誠実になる。」そしてそもそも、金持ちが抱える召使いの数は制限すべきであり、多く抱えたいというのであれば、税金を課すべきだと彼は言う。そうすることで、「民衆にのしかかる重荷」を軽減できるからである⁹⁾。

恥に関して問題とされるのは、アンリ2世の王令で定められた妊娠届出制度である。妊娠した娘は男性の役人の前に名乗り出なければならないのだが、それは彼女の羞恥心を傷つけ、孤独感や絶望を生じさせる。この制度を続けるというのであれば、身ごもった女性たちが妊娠を届け出るのは男性の役人ではなく、頼れる女性近親者にするよう改めるべきである。

そうした「優しく人道的な方法」による法の遵守であれば、不幸な娘たちは保護者とも友ともなる支えを得ることによって励まされ、生まれてくる子どもにとっても良い結果がもたらされると言う¹⁰⁾。

彼はさらに、既婚男性と独身女性との間に生まれた不倫子の保護を訴える。彼らの父親は過ちをおかしたが、「それで彼らがより罪深くなるわけではない。」「不倫子の準正 *légitimation des bâtards adultérins* は公益に基づき、無辜で不幸な人びとのためになされる正義と人道の行為」であり、政府の英知を示すものである。そして、それでは不倫に報いるようなものではないかという反論を予測し、彼は次のように言う。「恩恵が与えられるのは罪ある父にではない。父の罪を共有しない不幸な子どもに対してである。」¹¹⁾ さらに彼は、身ごもらせた女性に対して認知や養育費の負担を拒むような男性には、罰金が科されるべきであると述べている¹²⁾。

子の養育に関する提案はそれだけにとどまらない。婚外子の保護を訴える彼の演説においてもっとも重要な点は、養子という方法を活用することである。古代ローマ世界では存在したのに、その後の西欧社会ではほとんど考慮されなかった養子制度を、施設にあずけられた婚外子に対して適用するというのである。養子になれるのは婚外子だけで、彼らを養子にできるのは子のない既婚者に限られる。養子となった子どもは父の姓を名のり、その財産を相続することもできる¹³⁾。大胆で熱のこもった発言の一部を紹介してみよう。

婚外子を養子に認めるだって、と人は言うだろう。嫡出子には拒まれるであろう特典を、婚外子には認めるというのか。そうだ、なぜいけないのだ？ 婚外子を卑しめようとするばかげた偏見にもかかわらず、彼らは人間なのだ！ 婚外子は非のうちどころのない市民なのである……

嫡出子には家族があり、父がいて、保護者がある。婚外子はその支えを奪われている。だからそれを与えてやらなければならない。弱者には支援を、孤児には後見人を、不幸な人には救いを手配する。それに何のおかしなことがあるのか？

養子になれるのは、しかるべき人びとによって運営される施設にあずけられた婚外子だけである。そこで養親にふさわしい子が選ばれるものとする。こう語るロベスピエールは、捨て子養育施設の現状を嘆き、その改革

を訴える。そして、注意の行き届いた小規模な施設をもっと増やすべきであると述べている¹⁴⁾。

その際彼は、施設の運営の一部を女性に委ねると良いと語る。妊娠した娘をその女性たちが退院まで保護して、生まれた子どもを世話するのである¹⁵⁾。その後の教育や職業指導は、男性たちに委ねられる。そして、取り違えの生じないよう細心の注意が払われ、各人に適切な世話がなされるべきである。そうした施設を増設し維持するには、かなりの費用がかかるであろう。だが、「人民を苦しめるのは、有益にして必要な支出では決してない。」¹⁶⁾

このようにロベスピエールは、斬新な提案をいくつか行いつつ、捨て子養育院の拡充と養子制度の導入によって捨て子にされた多数の婚外子が死亡する現実に対処しようとした。その根底にあったのは、婚外子への差別や偏見に対する強い憤りと、予期される反論にもひるまぬ信念である。ここには、ほどなく革命家となる彼の気概が示されていると言えよう。

2. 婚外子をめぐる国民公会での議論（1793年夏～秋）

革命が始まってからのロベスピエールは、婚外子についてとくに発言はしていないという¹⁷⁾。がそれはさておき、革命家たちは当初、婚外子に対して人道的な配慮を示した。彼らの境遇を改善する方向をめざし、養子についても前向きな姿勢を見せた。国民議会や立法議会ではまだ具体化はされなかったが、1793年夏から秋にかけての国民公会では活発な議論がなされ、新たな法が可決されることになる。

この時期までに、成人になった子への親権は廃止され（92年8-9月）、離婚が可能になり（92年9月）、遺言の自由は原則禁止されてすべての子どもに平等な相続の権利が保障された（93年3月）¹⁸⁾。婚外子の地位向上や養子制度の導入は、家族の刷新をめざすこうした法改革の一環であるとともに、婚姻内にとどまらない親子関係を扱う点で、さらに進んだ試みと言えるものであった。

1793年6月4日、国民公会において報告を行った立法委員会のカンバセレス Cambacères は、「自然はわれわれに死ぬべき定めを与えたが、生まれることを罪とはしなかった」と述べ、法や制度でなく「自然」に立ち返って家族のあり方を考える必要性を訴えた¹⁹⁾。この報告を受け、8月9日に

は民法を作るにあたっての基本方針が定められた。

そこではまず、「結婚とは自然の法にしたがい、子どもをつくる意図をもつ男女の結合である」と定められた。「生殖能力は人間の自然権のひとつである。結婚を作り出すのは法ではなく、結婚を取り結ぶ両パートナーの意志である。」法は結婚に社会的承認を与えるが、「結婚はしばしば法の意図とは無関係にも存在する。法はそうした結婚についても効力を認め、その結果である子どもたちを保護しなければならない。」²⁰⁾

この原則を適用して、93年11月2日にブリュメール12日の法が成立した。そこでは婚外子にも嫡出子の場合と同様、両親の財産を相続する権利が認められた。しかも法は89年7月14日以降の相続にさかのぼって適用可能とされた²¹⁾。

とはいえ、法の恩恵を受けることができたのは父親による認知の事実をはっきり証明できる婚外子に限られた。公会議員たちは、生まれることは罪ではないとの原則の下、「平等」を貫くことはできなかったのである。たとえば不倫子には、嫡出子であればもらえる分の3分の1が養育費として与えられるのみであった。不倫子も同等に扱うべきだという意見は出されたが、結局「良俗遵守や結婚の誓いや社会の礼節」を重視する観点から受け入れられなかった²²⁾。

その上アンシャン・レジーム期には存在した、未婚女性が子の父だと相手を訴え出る権利も否定された²³⁾。そこには、成人への親権が廃止され離婚が可能になり、独身カップルの子にも相続の権利が認められるならば、男女の結びつきはより自由になり良き父が増え、不倫は減るだろうという期待があったとも言われる。だがありていに言うなら、公会議員たちは女性のセクシャリティには不信を示し、男性の性的無責任についてはこれを看過したのである²⁴⁾。婚外子の父親を捜索することは禁止された。とはいえ彼らは、相手に捨てられた女性やその子どもの存在を無視したわけではない。そうした母子のために施設を設け拡充させる計画がたてられ、捨て子たちの境遇改善もめざされた²⁵⁾。だが結局、彼らにできたのはそこまでであった。

他方で93年夏にはまた、養子制度についても興味深い提案がなされている。8月9日の立法委員会の報告では、養子制度は「自分勝手な独身者」が「財産を相続させるという希望を与えて、世話や愛想を得ようとする」ためのものではない²⁶⁾。「否、養子は子どものためにしかなされない。目

的は子どもを育て保護し市民となすこと、一言で言えば父の代わりとなることである。」養子となり得るのは「貧しい市民の子か孤児か自然子」だけである。これには「財産を分かち、富者と貧者を近づけ、捨て子たちが最多の養父を得る」利点があるという。ただし養子が相続できる財産には限度が設けられた。養子になれるのは16歳未満に限られ、養親になれるのは成人男女で、子どものいる夫婦でも可能とされた²⁷⁾。

こうして公会議員たちは、生殖によらない新しい親子形成の可能性を示したのである。子どものための制度であるが、そこには貧富の差の是正という目的も含まれていた。だがこの養子の計画も結局、実現にいたることはなかった。

3. 父親とは？——ブリュメール12日の法をめぐる——

ブリュメール12日の法の規定によれば、婚外子は父親の財産を相続するために、「身分占有」つまり父親が我が子として認めたことを、公私の書状や長期にわたる継続的なケアの事実によって証明しなくてはならなかった²⁸⁾。書状がない場合の証明は困難であったが、法に遡及効があったこともあずかって婚外子たちはさまざまな手段で権利を獲得しようとした。以下、歴史家スーザン・デサンがノルマンディについて調べた例をいくつか紹介してみよう。

1794年、ある女性が亡父の遺産の一部を要求し、父の名を記した自らの洗礼証書と洗礼を行った老司祭を伴って訴え出た。彼女の両親は結婚の約束をしていたが、父方の一族が反対して実現にいたらなかったという。けれども裁判所は、結婚の約束を記した文書も、とぎれることなく父親の配慮が示された証拠もないとして、この訴えを退けた²⁹⁾。

それでも多くの婚外子が相続権を主張した。ある者は、親族の反対で両親は「秘密結婚」し、自分は「父の愛」を享受してきたが、反革命容疑者のおじとおばが相続に横やりを入れるのだ、と訴えた。婚外子を「民衆の子」としたり、共和国はいかなる子も排除しないはずだと語る者もいた。「自然」を引き合いに出すことがよく行われ、「愛と自然の子」に「生涯にわたって本当の父としての世話」が与えられたと論じた弁護士もいた。また、ある母親はこう述べた。「聖職者による儀式が、わが娘をより高貴にするわけではない。」³⁰⁾

不倫子たちさえ声を上げた——ただし相続権が認められる可能性はさらに低かったが。中にはこんな父親もいた。彼は妻でない女性が生んだ我が子の相続権を求め、請願書を提出したのである。彼の妻は結婚しても夫を寄せ付けなかったのも、他の女性との間に子をもうけたのだという。「私はこの子を自由と名付けた……すばらしい子で広く愛され、罪の結果の子などではないことをみな知っている。」³¹⁾ こうして、婚外子やその代理人たちはあの手この手の策を講じながら、何をもって父親というのか、家族とはどうあるべきかと問いかけたのである。

しかし、婚外子に敵対する人びとも黙ってはいなかった。彼らは「家族にとってのよそ者」を排除しようとし、自然や愛情ではなく法的な結合こそが本当の父をつくるのだと論じた³²⁾。そうした見解は、テルミドールの反動後にはとりわけ活気づいた。「社会のあらゆる絆が壊され、家族の財産は最初に乗っ取りをはかった者に委ねられたのだ」と述べた弁護士がいた。「革命の嵐から救出された」今、「婚姻による結びつきをもとの純粋さに戻さなくてはならない」と語る議員もいた³³⁾。我が子の相続権を求める未婚の母が、ふしだらで貪欲だと攻撃されることもあった。自称「優しく徳高き母」が婚外子の存在を嘆き、「社会の幸福は家庭の平和の上に成り立つ」と訴えもした³⁴⁾。保守的な風潮が強まる中、ブリュメール12日の法の遡及効は縮小されていった。裁判所も態度を硬化させ、破毀院は1799年以後、認知には公的な宣言が必要であると主張した³⁵⁾。

婚外子の父親を捜索する権利が否定されたことも、彼らの境遇を悪くした。たとえば1794年1月、ひとりの女性が、お針子として働きに行った先の寡夫がわが子の父親であると訴えた。2人が親密であったことについては幾人も証人がいたから、以前であれば問題なく養育費の支払いが命じられるはずであった。だが男性は、関係を証拠づける書状がないと言い立て勝利した³⁶⁾。この裁判所もしかし、同年11月に同様のケースを扱った時には女性側の言い分を認めている。彼女が未成年であり、父親だとされた男性がもと聖職者だったことが影響を与えたのであるらしい³⁷⁾。だが全体として言うなら、婚外子を生んだ多くの女性たちがアンシャン・レジーム期よりもむしろ不利な状況に立たされた。そして1795年以降は、養育費支払いを男性側に命じた地方裁判所の決定を、破毀院が次々と無効にしていった³⁸⁾。

1797年7月、民法典作成のため設置された特別委員会の報告書は、次

のように語った。「婚姻外で生まれた子どもも、結婚により生まれた子どもと同じように罪はないのだと叫んでみても無駄である。」財産がある者もない者も市民ではあるが、後者は能動市民にはなれないのと同じことである。その差は「社会の利益」によってもたらされる。「同じこの社会の利益が、嫡出子と自然子とを分け隔てるのである。」³⁹⁾ この委員会には、カンパセレスをはじめ93年には婚外子のため論陣を張ったメンバーも含まれていた。彼らは革命前にロベスピエールが、そしてかつては彼ら自身が掲げた理想を、こうして葬ったのである。ほどなく成立する民法典では、認知された婚外子であっても嫡出子の3分の1しか相続は許されず、未成年の養子は禁じられて財産相続目的の成人養子のみが許可されることになる。他方で、婚外子の父親捜索を禁止した規定は維持された⁴⁰⁾。19世紀近代フランス社会の礎は、そのようにして築かれていくのである。

むすびにかえて

ブリュメール12日の法は結局、未婚の母や子にとって厳しい結果をもたらした。これだけ見ると、婚外子の状況は以前よりむしろ悪くなったように思われる。確かにその側面を否定することはできない。それでも、「自然」を「法」の上に置き、結婚ではないカップル形成の可能性を認め、その間に生まれた子どもを嫡出子と同等に扱うとした提案は斬新であった。21世紀の今日、フランスでは結婚でなくパックスや事実婚を選ぶカップルが増え、2006年の出生数の半数以上は婚外子であるという。しかもその大部分は認知されている⁴¹⁾。このことを考えるならば、ブリュメール12日の法は、2世紀後につながる先駆的な試みであったと評価することができよう。また、子どもの養育を目的に提案された養子制度にも注目したい。フランスでは現在、国内のみならず国際的にも養子縁組が行われたり、同性カップルが養子を迎えたりして家族が作られている⁴²⁾。革命家たちの主張は、そうした新しい親子の形に道を開くものであったと言えよう。

さて、最後にもう一度革命前のロベスピエールに立ち戻る。婚外子に関する演説において、彼が未婚女性の妊娠届出や捨て子の養育に関わり、女性の力に期待していたことはすでに述べた。当時彼は女性をどのようにとらえていたのであろうか。この点をもう少し掘り下げてみよう。

そのために、アラスのアカデミーにおける彼の演説をもうひとつ簡単に紹介する。会長であった彼がアカデミーに女性会員を迎え入れるために行った1787年4月のものである。当時のフランスではアカデミーに女性が入会するのは異例であり、それをよしとしない意見が多数派であった⁴³⁾。だがアラスのアカデミーは女性の入会に好意的であり、同年2月にふたりの女性を迎え入れた。ロベスピエールも彼女たちを歓迎し、うちのひとりが送ってきた礼状に返答するべく、演説を行ったのである⁴⁴⁾。

彼はそこで、自然は男女それぞれに異なる才能を与えたと言う。男性のそれは力や気高さで、女性のそれは繊細さや快活さである。人間の精神労働は両者が結びついてこそ完成するのであり、文芸協会への女性の入会はその方法のひとつであるという⁴⁵⁾。女性の存在は会を活気づける。出席はむしろ「女性市民 *citoyenne* としての資質」に結びついた義務であり、「祖国 *patrie* に対してなすことを拒めない奉仕 *service*」でさえある。女性を美しくする天からの贈り物は「この世の空疎な飾り物」としてではなく、「社会の栄光と幸福に貢献するためにある。」⁴⁶⁾

革命期を思わせるようなことばで語られているこの見解を、婚外子に関する彼の提言と重ね合わせると、次のように言うことができよう。男女は性質や役割を異にするものの、そこにあからさまな序列があるのではなく、責任を分担しつつも互いに協力し、家族や社会のためともに尽くすべきである。男性の支配と女性の従属を特徴とするのちの民法典とは趣を異にするこうした考え方は、フランス革命をはさむ一時期、確かに存在したのであり、近年における革命の家族史研究においても注目されている。たとえばアンヌ・ヴェルジュスとドゥニーズ・ダヴィッドソンの共著は、この時期、夫と妻が仕事と家庭にともに関心をもつ「21世紀のブルジョワジーのカップルを奇妙にも映し出したような」夫婦の関係があったことを、家族間で交わされた手紙の分析などから明らかにしている⁴⁷⁾。

加えて言うなら、女性に政治的権利を与えなかったと断罪する段階を終えた今日の革命期ジェンダー研究も、社会や家庭における女性たちの多様な革命体験を丁寧に掘り起こし、その意味について考えようとしている⁴⁸⁾。今後の展開が期待されるところである。

以上見てきたように、革命期には家族のあり方や男女の位置づけに関してさまざまな提言がなされた。時代の制約の中、限界や矛盾もあったのだ

が、その点も含めて革命期の議論を解明していくことは、フランス革命についての理解を深める上で役に立つであろう。そして、そのように歴史を振り返ることは、家族をめぐる今日の課題や論争について検討していく際にも、意義をもつと言えよう。

注

- 1) こうした問題に関しては、イレーヌ・テリー著、石田久仁子・井上たか子訳『フランスの同性婚と親子関係—ジェンダー平等と結婚・家族の変容—』（明石書店・2019年）参照。
- 2) 結婚によらない出自の子どもである婚外子は、法的には自然子 *enfant naturel* とも非嫡出子 *enfant illégitime* とも言われる。私生児 *bâtard* という言い方が当時広く用いられており、それには侮蔑の意味合いが含まれることがあった。本稿では婚外子と称するが、原文にしたがい自然子や非嫡出子の訳語も用いる。なおこのテーマに関しては、本稿全体にわたって以下の文献を参照した。野田良之『フランス法概論 上巻』（有斐閣・1954年）、石井三記編『コード・シヴィルの200年—法制史と民法からのまなざし』（創文社・2007年）、波多野敏『生存権の困難—フランス革命における近代国家の形成と公的な扶助—』（勁草書房・2016年）。
- 3) この時期のロベスピエールについては、ピーター・マクフィー著、高橋暁生訳『ロベスピエール』（白水社・2017年）第3章とHervé LEUWERS, *Robespierre, chapitre 3, Pluriel*, 2018を参照。
- 4) アンシャン・レジーム下での婚外子の状況については、以下を参照した。Suzanne DESAN, *The Family on Trial in Revolutionary France*, University of California Press, 2004, p. 197; Ivan JABLONKA, *Les enfants de la République : L'intégration des jeunes de 1789 à nos jours*, Seuil, 2010, pp. 29–31.
- 5) JABLONKA, *op. cit.*, pp. 44–45.
- 6) Observations sur cette partie de la législation qui règle les droits et l'état des Bâtards. 当時アラスのアカデミーの書記であったデュボワ＝ド＝フォスー Dubois de Fossez がロベスピエールに求めた演説の写しを、のちに歴史家レオン・ベルト Léon Berthe が発見し刊行した。 *Les droits et l'état des bâtards*, Académie des Sciences, Lettres et Arts, Arras, 1971である。これがロベスピエール著作集に再録されている。Florence GAUTHIER (éd), *Œuvres de Maximilien Robespierre, Tome XI, Compléments (1784–1794)*, Société des études robespierristes, 2007, pp. 137–183. 本稿で用いるのは後者のテキストであり、以下 *Œuvres* と略す。

- 7) *Œuvres*, p. 137. 彼は婚外子が多数生まれる当時の社会について、「生まれてきた非嫡出子よりも、こなかった子の方をはるかに嘆く」ような状態であると書いている。これは避妊の普及を暗示していると説明されている (*Ibid.*, pp. 139–140 ; JABLONKA, *op.cit.*, p. 46)。
- 8) *Œuvres*, p. 141.
- 9) *Ibid.*, pp. 146–148.
- 10) *Ibid.*, pp. 149–154.
- 11) *Ibid.*, pp. 155–157.
- 12) *Ibid.*, pp. 162–163.
- 13) *Ibid.*, pp. 165–169. 引用は p. 168. 相続については養親の傍系親族にも取り分が残るよう、養子の相続には限度を設けるとしている。
- 14) *Ibid.*, pp. 170–176.
- 15) *Ibid.*, pp. 178, 181.
- 16) *Ibid.*, p. 182.
- 17) LEUWERS, pp. 56–57.
- 18) DESAN, *The Family on Trial*, p. 326.
- 19) *Les Archives parlementaires, première série, 1787–1799*, <https://gallica.bnf.fr>, t. 66, p. 35. なおこの史料は以下 *A.P.* と略す。
- 20) *A.P.*, t. 70, p. 713. 婚外子をさす際、*bâtards* ということばをもう使わないとし、*enfants hors mariage* という新しい言い方が用いられている。 *Ibid.*, p. 661.
- 21) *A.P.*, t. 78, p. 182.
- 22) *Ibid.*, pp. 68, 183.
- 23) *A.P.*, t. 70, p. 714.
- 24) DESAN, *The Family on Trial*, pp. 208–212.
- 25) *Ibid.*, pp. 215–216.
- 26) *A.P.*, t. 70, p. 716.
- 27) *Ibid.*, p. 710.
- 28) *A.P.*, t. 78, p. 183.
- 29) Suzanne DESAN, “Qu’est-ce qui fait un père ? Illégitimité et paternité de l’an II au Code civil”, *Annales Histoire Sciences sociales*, 2002, no 4, pp. 944–945.
- 30) *Ibid.*, pp. 946–949.
- 31) *Ibid.*, pp. 949–950.
- 32) *Ibid.*, pp. 947, 951.
- 33) *Ibid.*, pp. 952, 962.
- 34) *Ibid.*, p. 955.
- 35) *Ibid.*, p. 959.
- 36) DESAN, *The Family on Trial*, p. 223–224.

- 37) *Ibid.*, p. 225.
- 38) DESAN, “Qu’est-ce qui fait un père ?”, p. 956.
- 39) Sylvie STEINBERG, “Et les bâtards devinrent citoyens : La privatisation d’une condition d’infamie sous la Révolution française”, *Genèses*, 108, 2017, pp. 24, 28.
- 40) 1804年民法典における家族・相続に関しては中村義孝訳「1804年ナポレオン民法典」(2)、(3)『立命館法学』373号、442–486頁、2017年および374号、355–385頁、2017年参照。
- 41) 牧陽子『産める国フランスの子育て事情—出生率はなぜ高いのか—』（明石書店・2008年）49頁。
- 42) 栗林佳代「フランスの養子縁組制度—養子法の概要と現地調査による実務の実態—」『佐賀大学経済論集』第47巻6号、2015年参照。
- 43) この点については Alyssa GOLDSTEIN SEPINWALL, “Robespierre, Old Regime Feminist? Gender, the Late Eighteenth Century, and the French Revolution Revisited”, *The Journal of Modern History*, 82, 2010, pp. 1–29を参照。
- 44) この女性は女性文士として知られていたルイズ・ド・ケラリオであった。経緯については *ibid.* および以下を参照。Léon BERTHE, “Un inédit de Robespierre : Sa réponse au discours de réception de Mademoiselle de Kéralio-18 avril 1787”, *Annales historiques de la Révolution française*, no 216, 1974, pp. 261–283. なおこの演説も注6)で紹介した *Œuvres* に収録されており、本文における以下の引用はそこから行った。
- 45) *Œuvres*, pp. 194–197.
- 46) *Ibid.*, p. 201.
- 47) Anne VERJUS et Denise DAVIDSON, *Le Roman conjugal : Chroniques de la vie familiale à l’époque de la Révolution et de l’Empire*, Champ Vallon, 2011, p. 17.
- 48) この点については以下を参照。Guillaume MAZEAU et Clyde PLUMAUZILLE, “Penser avec le genre : Trouble dans la citoyenneté révolutionnaire”, *La Révolution française*, 9, 2015 ; Suzanne DESAN, “Recent Historiography on the French Revolution and Gender”, *Journal of Social History*, vol. 52, no 3, 2019, pp. 566–574. またピエール・セルナ「第一章 フランス独立革命」三浦信孝・福井憲彦編『フランス革命と明治維新』（白水社・2019年）49–50頁。